



～弁護士の女房のつぶやき～



最近少し落ち着いた感じはありますが、高齢ドライバーの大きな事故が多発しています。東京・池袋での事故、また宮崎でも4年前に軽自動車が歩道に乗り上げ次々と人をはね横転した大事故がありました。尊い命が奪われ、残されたご親族の無念さはいかばかりかと、また、こうなる前に何か本人への対策はなかったのかと胸が痛くなります。●このような事故の報道をきく度、亡くなった父の事を思い出します。実は父も事故は起こさなかったものの、運転が危ないからと家族が免許証を取り上げる（言葉が悪いですが・・・）までが大変でした。本人の車は時々車体をこすっていましたし、行った先から父が自宅に電話を掛けてきて「〇〇に来ているのだけれど、なぜここに来てしまったのかがわからないし、自宅への帰り方がわからないから迎えに来てくれ・・・」などと言ったこともありました。私達が「お父さん、もう運転は危ないから免許証を返納してよ」と言っても、プライドだけは変に高いものですから頑として言うことをきかず、かと言って私達が父の足がわりになることも出来ず、事故が起きないことを祈っての日々でした。でも、あるとき免許証の更新を過ぎてても運転している事に気がつき、私は行動にでました。近くの交番に電話をして、おまわりさんに父への免許証返納の説得にきてもらうように頼んだのです。父は、権威ある人に弱いのです。●制服姿の年配のおまわりさんは、すぐに来てくれて父を穏やかに説得してくれました。・・・自分にも父がいて、そろそろ免許証の返納をさせようと思っていること。車がないと不便なことは理解出来るが、この免許証ではもう期限が切れているから乗ることができない・・・と。父は、カーッと憤りましたが、制服姿のおまわりさんに反論するすべもなく免許証を渡してくれました。●父とは親子喧嘩も沢山しましたが、今となってはすべて良い思い出です。父の事を思うと目頭が熱くなります。そんなこともあったねと、きっと笑っているでしょう。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.21 令和元年夏号

880-0805 宮崎市橋通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2019年
夏号



あじさい（紫陽花）

梅雨空にはしっとりとした紫陽花が似合います。日本には10数種が自生しており、もともとは「あずさい」と呼ばれていて、「あず」は「集まる」、「さい」は真。「い」は「藍（藍色）」の省略形。つまり、「真の藍色が集まっている花」といった意味だそうです。青い紫陽花の花言葉は「辛抱強い愛情」。惹かれる言葉です(*^o^*)。



お役立ち情報室



■ 法務 裁判員制度制定から 10 年 ①

裁判員制度が施行されたのは平成 21 年 5 月 21 日。今年でちょうど 10 年が経ちました。「裁判員制度」という言葉は随分浸透してきていますが、裁判員がどのように選ばれるのか、審議に必要な日程など、その実情をお伝えします。

裁判員制度の対象となる裁判とその目的

殺人や強盗致死などの重大裁判です。裁判員制度では、一般の方が 6 人、裁判官が 3 人の計 9 人での裁判になります。裁判官とは異なる社会経験や知識を持った一般の方々に参加してもらうことによって裁判に幅広い国民の視点を反映させる事と、裁判への参加を通じて司法への国民の信頼を高める事が目的です。

裁判員に選ばれるまで

毎年秋に、地方裁判所毎に裁判員候補者名簿（管内の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づいたものを 10/15 までに裁判所に提出）を作成します。
11 月頃に候補者に調査票（裁判員候補者名簿に登録された事を示すもの）が送付されます。この調査票の回答をすることにより、どうしても裁判員になれない方、一年を通じて辞退理由が認められる方は裁判員には招集されません。その後、事件毎に名簿の中からくじで候補者が選ばれ原則では裁判の 6 週間前までに「呼び出し状」と呼ばれる質問票を同封した選任期日のお知らせが裁判員候補者に送付されます。この候補者の中で、辞退を希望しない方、質問票の記載からでは辞退が認められなかった方は、選任手続期日の当日に裁判所に出向かなければなりません。

裁判員の辞退は出来ますか

裁判員の辞退は基本的には出来ませんが、裁判員法 16 条では裁判員の辞退理由を定めており、この事由に該当する方でなければ辞退は出来ません。しかし、実際上は理由を問わず辞退が認められているようです。

[裁判員法 16 条に定める辞退事由]

- ・ 70 歳以上の者
- ・ 地方公共団体の議会の議員（会期中のみ）
- ・ 学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する場合のみ）
- ・ 過去 5 年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者
- ・ 過去 3 年以内に選任予定裁判員だった者
- ・ 過去 1 年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（不選任も決定があった者を除く。）
- ・ 過去 5 年以内に検察審査員または補充員の職にあった者
- ・ 重い病気やケガなどにより裁判所に出向くことが難しい
- ・ 介護・養育しなければならない親族と同居している
- ・ 代理がきかず、本人が行わなければ事業に著しい損害を及ぼす仕事がある
- ・ 父母の葬式。その他社会生活上の重要な用務がある
- ・ 災害などの被害により生活の再建が必要な場合 などそのほか、やむを得ない事由にあたる場合は辞退が認められることがあります。

審議に必要な日数は

平成 21 年 5 月の裁判員制度施行前、最高裁は「約 7 割が 3 日以内に終わる」と推測していました。しかし、裁判員候補者にあらかじめ伝える実審理予定日数は 22 年の平均 4・2 日から昨年は平均 6・4 日となり、負担は大きくなっています。初公判から判決までの審理期間（土日や休延日を含む）が 100 日を超える裁判は、昨年 8 月末時点で 8 件あり、裁判員の負担が大きくなったようです。



制定から 10 年が経過した「裁判員制度」は、裁判のプロとは違った多様な視点が入り刑事裁判全体が活性化したとする意見がある反面、改善点もあげられており、制度が充実したものとなるには時間がかかるようです。

参考：産経新聞、最高裁判所 HP 「裁判員制度」